

薬局と連携した特定健診受診勧奨・地域移行支援事業 業務委託仕様書

1 事業の名称

薬局と連携した特定健診受診勧奨・地域移行支援事業

2 目的

本事業は、県内被保険者の健康寿命の延伸や医療費適正化及び効果的な保健事業の実施に資することを目的として、市町村国保及び通院中の被保険者と接する機会のある地域の薬局が連携し、当該被保険者に必要な保健事業の案内や勧奨等の保健事業の推進を図るための運用業務の支援を行う。

また、運用の在り方を俯瞰的に整理し、将来的な市町保険者単独実施での展開を踏まえ、継続的に運用し得る体制を構築する。

3 委託業務内容

(1) 地域薬剤師会及び薬局における連携の支援

受託者は、委託者、公益社団法人茨城県薬剤師会、参加薬局および関係市町村等（以下総称して「関係者」という。）と相互に連携し、本事業の推進に必要な以下の業務を行うこととする。

ア 事業実施に伴う課題抽出及び改善策の提案

1 受託者は、関係者が担う業務（協力薬局の募集・取りまとめ、地域薬局への資材配布、関係者間の情報連携、実績確認、費用精算、受診確認（突合）に係る作業を含むが、これらに限らない。）について、関係者へのアンケートやヒアリングを通じた現状把握を行い、将来的に市町村事業として実施できるよう、役割分担の見直しや事業運営における課題抽出を行う。

2 受託者は、抽出した課題について改善策を立案し、実施方法及び留意点を整理の上、委託者に提案する。

※なお、当該検討の進め方、成果物の粒度及び形式等の詳細は、委託者と協議の上、決定する。

イ 地域薬局向け事業説明会の資料作成

地域薬局が本事業の目的、実施方法、留意事項について統一的な理解を形成し、円滑に参加できることを目的とし、地域薬局向け事業説明会資料の作成を行う。

※なお、説明会資料の構成、記載事項については、委託者と協議の上決定する。

ウ 勧奨リーフレットのデザイン作成

特定健診の受診率向上に寄与するように、対象者の行動変容を促すデータやメッセージ文の作成を含めた受診勧奨リーフレットのデザインを作成

・受託者は、委託者と協議の上、受診勧奨リーフレットを作成する。

・リーフレットのデザインや項目については、3（1）アにより抽出された課題を改善させた内容のものとする。

・各市町村モデルによる編集作業可能なファイル形式とすること。

※なお、具体の支援内容及び実施方法は、委託者と協議の上決定する。

エ 薬局における受診勧奨に係る資材準備支援

- ・受診勧奨時に必要な資材の印刷
- ・資材（各薬局ごとにまとめた形）をモデル市町村へ発送

※なお、具体の支援内容及び実施方法は、委託者と協議の上決定する。

オ 参加薬局における受診勧奨手順の標準化

受託者は、関係者と連携し、参加薬局において本事業が円滑に実施されるよう、薬局での受診勧奨に係る手順の標準化に関する支援を行うものとする。

(2) 地域薬局での受診勧奨効果の検証

受託者は、市町村が実施する受診確認等の結果、受託者が作成する効果検証用フォーマットを活用し、受診勧奨効果の検証を行うものとする。

※なお、分析対象範囲、分析・評価方法及び結果の提示方法の詳細は、委託者と協議の上決定する。

(3) 事業報告会の実施及び報告書の作成

ア 受託者は、上記各業務の実施内容、抽出課題とその改善策及び受診勧奨の効果検証結果を取りまとめ、報告書を作成するものとする。

イ 受託者は、当該報告書を用いて、関係者を対象とした報告会の実施を支援する。

※なお、報告書の構成、記載事項、報告会の開催方法及び運営方法等は、委託者と協議の上決定する。

4 実施時期

事業内容	実施時期
(1) 地域薬局向け事業説明会の資料の作成	～令和8年6月頃
(2) 事業実施に伴う課題抽出及び整理	～令和9年2月頃
(3) 参加薬局における円滑な受診勧奨の実施体制整備	～令和9年2月頃
(4) 受診確認結果の授受	～令和9年2月頃
(5) 本事業の効果に係る分析及び評価	～令和9年3月頃
(6) 勧奨リーフレットのデザイン作成	～令和9年3月頃
(7) 事業報告会の実施及び報告書の作成	～令和9年3月頃

※上記実施時期は目安であり、委託者と相談の上、実施時期を変更することができる。

5 委託期間

(1) 委託契約締結日から令和9年3月31日までとする。

6 留意事項

(1) 本業務の実施に当たって、業務内容を十分に理解し、委託者と密に連絡を取りながら、誠実に履行すること。

- (2) 本業務の実施にあたっては、1名以上の薬剤師等医薬品の専門家を実施担当者とすること
- (3) 本事業の受託者は、県薬剤師会及び地域薬剤師会との連携事業の実績を有すること。
- (4) 上記4に記載の実施時期は目安であり、委託者と相談の上、実施時期を変更することができる。
- (5) 本業務において、個人情報の授受は行わない。
- (6) 本業務中に知り得た情報は適正に管理し、漏洩、不正使用を行わないこと。なお、当該契約が履行された後においても同様とする。
- (7) 業務の一部を再委託する場合は、事前に県の承諾を得ること。また、契約金額に占める再委託金額の割合は、原則2分の1未満でなければならない。

7 当委託事業契約により作成された成果品、契約の遂行過程で生じたすべての著作権は、原則、すべて委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の当該著作権に係る行為について著作者人格権を行使しないものとする。

なお、契約時に成果品の著作権の帰属を委託者及び受託者の共有とする場合は、この限りではない。

8 受託者は、本委託業務の実施に当たり、受託者の責めに帰する事由により県に損害を与えた時や、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

9 本事業の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法や利便性・効果を損なうことのない代替案等があれば、適宜提案すること。

10 委託料の支払い方法

委託料は、本委託業務完了後に精算払いとする。

11 その他

- (1) 委託者が要請する緊急の連絡や協議には迅速に対処する。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、随時、委託者と協議し、その指示に従うこと。